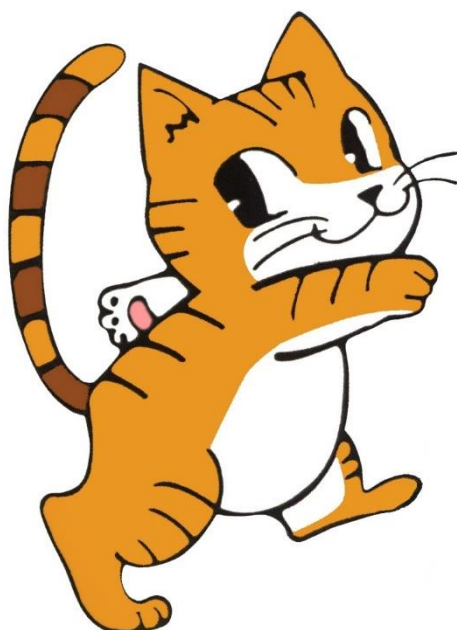


猫譲渡事前講習会

～ 猫と一緒に暮らすために ～



栃木県動物愛護指導センター

最終更新：2024 年 9 月

はじめに

栃木県動物愛護指導センター（以下「センター」）の「犬・猫譲渡事前講習会」は、センターからの動物の譲渡を希望する方や、これから動物を飼いたいと考えている方を対象とした講習会です。特に、センターから譲渡を受ける場合は、この講習会の受講が必須となります。それは、センターの行う譲渡事業が、単に殺処分となる命を救うことだけではなく、正しく動物を飼える方を増やすことで、悲しい運命をたどる動物を将来的に無くしたいと考えているからです。

「人と動物が共生する社会」を実現するためには、皆さん一人ひとりの力が必要です。皆さんが、このテキストと講習会を活用し、地域の模範的な飼い主になられることを願っています。

栃木県動物愛護指導センター



▲まもるくん・あいちゃん

センターのマスコットキャラクターとして活躍しているまもるくん（犬）とあいちゃん（猫）です。

もくじ

1. 動物に関する法令	2
①動物の愛護及び管理に関する法律	2
②狂犬病予防法	2
③栃木県動物の愛護及び管理に関する条例	3
2. センターの業務と栃木県の犬・猫の現状	5
センターの業務	5
栃木県の現状	6
3. センターの犬・猫譲渡事業	7
譲渡区分	7
ライフスタイルにあった猫を	8
譲渡時の誓約事項	8
4. 猫を飼うこと・これからのお話	12
猫ってどんな動物？	12
猫にとっての快適な室内環境	13
猫との生活	13
高齢期を迎えたら	15
災害に備えましょう	16
5. 猫の病気と動物由来感染症	17
主な猫の感染症	17
動物由来感染症	18
参考資料	

1. 動物に関する法令

① 動物の愛護及び管理に関する法律

「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動愛法」）では、基本原則として、動物を命あるものとして扱うこととされています。この法律には、人と動物の共生する社会を築くため、動物の虐待や遺棄の防止、動物の健康や安全の保持といった**動物の愛護**について定められていると同時に、動物による危害の防止や人への迷惑の防止など、**動物の管理**についても示されています。

改正動愛法

令和元(2019)年6月、動愛法を一部改正する法律が制定され、動物取扱業のさらなる適正化や、適正飼養のための規制が強化されることとなりました。改正動愛法は、令和2(2020)年6月より順次施行されています。

飼い主の責務

動愛法の第7条には、飼い主の責務が明記されています。動物の飼い主になるということは、これら全てに責任を持つということです。

- ① 動物が人を傷つけたり、財産に損害を加えないようにすること。また、人に迷惑をかけないようにすること。
- ② 動物の感染症について正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぐこと。
- ③ 動物が逃げ出したり、迷子にならないように、必要な対策をとること。
- ④ 動物の種類や習性などを正しく理解し、原則として、動物がその命を終えるまで適切に飼い続けること。【終生飼養】
- ⑤ 動物が増えすぎて適正な飼養ができなくならないように、不妊去勢手術などの繁殖制限をすること。【不妊去勢手術の実施】
- ⑥ 飼い主がわかるよう、首輪や迷子札、脚環、マイクロチップなどを装着すること。【所有明示】

罰則規定（※令和2(2020)年6月 改正動愛法施行）

動愛法第44条には、愛護動物をみだりに殺傷、虐待したり、遺棄した場合の罰則規定が定められており、このような行為をすると犯罪行為として罰せられます。

- 愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者
→ 5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- 愛護動物に対し、みだりに暴行を加える、又はみだりに餌や水を与えなかったり、健康や安全を保持することが困難な場所に拘束して衰弱させるなど虐待を行った者
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄した者
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

愛護動物って？

動愛法における「愛護動物」は、「牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる」のほか、「人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの」とされています。例えば犬の場合は、人に飼われているかどうかに関わらず、愛護動物に含まれるということです。

「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」

より具体的な正しい飼い方や管理の方法については、ガイドラインとして「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」が示されています。

例えば、以下のような基準が記載されています。

- 適切な飼養及び保管を行い、**人に迷惑を及ぼさない**こと
- 猫の健康及び安全の保持、周辺環境を保全するため、**室内飼養**をすること
- 鳴き声や糞尿の放置により、周辺地域の**日常生活に支障を及ぼさない**ようにすること
- **繁殖制限**を行うこと
- 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施し、エサ、水、排泄物の適切な処理を行い、周辺環境に配慮した管理を実施すること

動物に応じたガイドライン

動物の中には、ペットとして家庭で飼育されるもの以外にも、実験動物、産業動物や展示動物などさまざまなものがあります。環境省では、それぞれに応じた飼養と保管に関するガイドラインを定めています。

② 狂犬病予防法

狂犬病は狂犬病ウイルスに感染することで発症する「**動物由来感染症**」

で、一度発症すると治療はなく、人も動物もほぼ 100% 死亡するおそろしい感染症です。狂犬病ウイルスは犬・人を含むあらゆる哺乳類が感染しますが、人への感染は主に犬に咬まれることで起こります。

日本国内では 1957 年以降、犬の狂犬病の発生はありませんが、海外旅行中の人が野良犬に咬まれたことで感染し、帰国後に発症して亡くなってしまった事例があります。日本やオーストラリアなど少数の国・地域を除き、狂犬病は世界各国で現在も発生しており、年間約 6 万人もの人が死亡していると言われています（WHO 報告）。

日本では、狂犬病の発生予防とまん延防止のため「**狂犬病予防法**」を定め、飼い犬の「**登録**」と「**狂犬病予防注射**」を義務付けています。

犬の登録

- 新たに犬を飼い始めたら、30 日以内に登録しなければなりません。（子犬の場合は、生後 90 日を過ぎると登録が必要です。）
- 登録は**犬の一生に一度、市役所や町役場**で申請します。
- 登録後は犬の**鑑札**が交付されるので、必ず首輪に装着しましょう。
- 飼い主の氏名・住所などが変更になった場合は、登録事項の変更手続きが必要です。また、犬が死亡したときにも届け出が必要です。

狂犬病予防注射

- **毎年 1 回**、市町で実施する集合注射会場や、各動物病院で狂犬病予防注射を受けましょう。費用は動物病院により異なります。

54 年ぶりの狂犬病－台湾

2013 年 7 月、台湾において、狂犬病ウイルスに感染した野生動物が確認されました。台湾は日本と同様に狂犬病清浄地域とされていましたが、実に 54 年ぶりに狂犬病の発生が確認されたのです。同年には、狂犬病に感染した野生動物に咬まれた犬が狂犬病を発症したと発表されています。



▲ 鑑札と注射済票の例

最近はキャラクターや肉球のイラストが描かれた、かわいい鑑札や注射済票も登場しています。

鑑札・注射済票は大切に保存するもの？

せっかく犬の登録をして鑑札を交付されたのに、犬に装着せずに大切に保存している方がいらっしゃいますが、鑑札は**公的な迷子札**の役割もするもの。万が一、犬が逃げてしまい、センターなどに収容された場合も、鑑札や注射済票があればすぐに飼い主さんに連絡することができます。なくさないようにと大切に保管するのではなく、必ず首輪に装着しましょう。

- 予防注射を接種した後に市町に申請すると、**注射済票**が交付されます。注射済票は鑑札とあわせ、必ず首輪に装着しましょう。

狂犬病予防法には罰則もあり、犬の登録を行わなかったり、犬に鑑札・注射済票を装着しないままの状態では、罰金に処せられることがあります。

③ 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例

①動愛法、②狂犬病予防法を踏まえて、栃木県のルールを定めたものが「**栃木県動物の愛護及び管理に関する条例**」（以下「動愛条例」）です。

第5条 犬の飼養者は、常に犬を**けい留**しておかなければならない

第6条 知事は…規定に違反してけい留されていない犬があるときは、その職員をしてこれを**捕獲**させ、抑留することができる。

…**4日**を経過しても抑留した犬の所有者が判明しないときは、これを**処分**することができる…

※けい留とは…

「犬を逃げるおそれがなく、かつ、人の生命、身体又は財産に危害を加えることのないように、**さく、おりその他の囲いの中に収容し、又は固定した物に鎖等でつないでおくこと**」とされています。

動愛条例により**犬の放し飼いは禁止**されています。そのため、けい留されていない犬を発見した場合、センターは、動愛条例第6条に基づいてその犬を捕獲し、収容しています。収容された犬は一定期間、飼い主からの連絡を待ちますが、連絡がない場合、殺処分となってしまう可能性があります。

収容期間は、動愛条例上は**4日間**となっていますが、2023年度から**14日間**に延長して運用しています。

その他、動愛条例には次のような項目も定められています。

- 散歩の際は必ず**リード等**をつけましょう。
- 散歩の際には汚物処理袋を用意し、**排泄物を持ち帰りましょう**。
- 飼い犬が人を咬んでしまった時は、飼い主は県（センター）に**事故届を提出**するとともに、飼い犬に獣医師による**狂犬病の検診**を受けさせなくてはなりません。
- **毎年1回**、市町で実施する集合注射会場や、各動物病院で狂犬病予防注射を受けましょう。費用は動物病院により異なります。
- 予防注射を接種した後に市町に申請すると、**注射済票**が交付されます。注射済票は鑑札とあわせ、必ず首輪に装着しましょう。

【参考】ペットフード安全法

ペットフードの品質などは、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」により規制されています。これにより、ペットの健康に悪影響を及ぼすペットフードの製造、輸入、販売は禁止されています。

2. センターの業務と栃木県の犬・猫の現状

センターの業務

センターは、人と動物が共生できる社会を目指し、次のような業務に取り組んでいます。

①動物愛護精神の普及啓発

県民の皆さんに広く動物愛護精神を浸透させるため、広報活動や各種講習会、啓発イベントなどを行っています。

②犬・猫に関する相談・苦情受付

犬・猫などの愛護動物に関する相談や苦情を受け付け、法令に基づき現地確認や正しい飼い方などの必要な指導を行います。

③迷い犬・野良犬の捕獲業務と収容動物の管理

動愛条例等に基づき、けい留されていない犬（放れている犬）や負傷した愛護動物を捕獲、収容しています。

④動物取扱業や特定動物に関する業務

第一種動物取扱業（ペットショップやトリミングサロンなど、営利目的で動物※の販売、保管などを行う業）の登録、第二種動物取扱業の届出や、特定動物（ライオンなど人に危害を加えるおそれのある危険な動物）の飼養許可に関する業務を行っています。

※実験動物、産業動物を除く哺乳類、鳥類、爬虫類が対象

センターに寄せられる苦情・相談の例

センターには、動物に関する次のような苦情や相談が**年間で約 8,000 件**寄せられています。

猫に関する苦情・相談の例

- 野良猫が子供を産んだ、増えて困っている
- 外飼いの猫が庭でフンをしていく
- 外飼いの猫や野良猫に車に傷をつけられる
- ケガをして動けない猫がいる

犬に関する苦情・相談の例

- 近所の飼い犬の鳴き声がうるさい、においがする
- 放れている犬が家の敷地内でフンをする、マナーが悪い
- 放し飼いの犬や野良犬がいて危ない
- 近所の飼い犬に咬まれた

動物を飼う以上、周囲に迷惑をかけないように、適正に飼うことは飼い主の責務です。ぜひ、模範的な飼い主になってください。

猫の収容について

法令で放し飼いが禁止されている犬とちがいで、猫の外飼いについての規定がありません。そのため、行政機関が屋外にいる猫（野良猫など）を積極的に捕獲することはありません。

野良猫への無責任な餌やりは、不幸な子猫を増やすことにもつながります。餌を与えるのであれば**不妊去勢手術**をし、できればあなたが飼い主になるか、飼っていた方を探してあげてください。



県内にまだいる野犬

犬の放し飼いをする人や、飼えなくなった犬を捨ててしまう人は以前と比べて減少し、現在では市街地で野良犬や野犬を見かけることも少なくなりました。しかし、栃木県内にはまだ野犬がいる地域があります。

これらの野犬も、もとをたどれば人に飼われていた犬です。逃げたままに捨てられたりした犬が繁殖し、野犬となってしまっているのです。

飼い主からの引取り相談

センターには、何らかの事情で飼い犬・飼い猫を飼いきれなくなったという相談が数多く寄せられます。

飼い主の都合でペットを手放すことになった事例



飼養継続同意書の確認

高齢の飼い主がペットを飼いきれなくなり、センターに引取りを相談する事例は少なくありません。そのため、センターから犬・猫を譲渡する際、希望者が63歳以上の方の場合には、若い世代の方による「飼養継続同意書」の提出をお願いしています。

▶詳しくは p.9 へ

以前は理由に関係なく、飼い主からの依頼があれば保健所やセンターで引き取り、殺処分を行っていた時期もありましたが、動愛法の改正により、安易な理由による引取りを行政が拒否できるようになったため、飼い主からの引取り数は全国的に減少しています。

栃木県の現状

令和5(2023)年度の栃木県内(宇都宮市含む)の犬・猫の収容数は**806頭**(犬570、猫236)で、平成26(2014)年の収容数(2,314頭)と比較すると、**10年間で約3分の1以下に減少**しています。

収容された犬や猫は、**返還**(元の飼い主に戻る)もしくは**譲渡**(新しい飼い主にもらわれる)にならなかった場合、一定期間の収容の後にやむを得ず**殺処分**となります。

令和5(2023)年度の殺処分数は**143頭**(犬68、猫75)でした。平成26(2014)年度の殺処分数(1,041頭)に比べると**約7分の1に減少**し、殺処分率も2割程度まで低下しています。しかし、現在でも年間約150頭もの犬・猫が殺処分となっている現状があります。

「かわいい」という衝動だけで動物を飼い始めると、人と動物の双方に不幸な結果を招くことになりかねません。センターでは、『安易な気持ちで動物を飼わないこと』を繰り返し強調して説明しています。

ご自身や家族の状況に合わせ、「飼わない」「今は飼わない」という判断をすることも、動物へのひとつの愛情の形です。

ドッグセンター

栃木県内(宇都宮市を除く)で捕獲された犬は、基本的にはセンターの付属施設である「ドッグセンター」に収容されます。治療等が必要な場合はセンターに収容されることもあります。

なお、宇都宮市内で捕獲された犬は、宇都宮市保健所が収容しています。

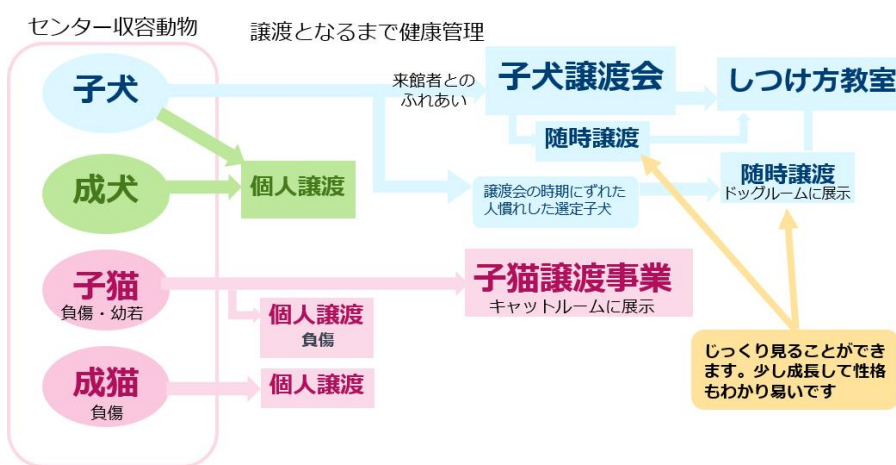
3. センターの犬・猫譲渡事業

センターが収容した動物のうち、返還にならなかった動物で一定の基準※を満たしているものは、新しい飼い主への譲渡を行っています。

(※人に対して警戒心が強かったり攻撃性が高い動物は譲渡対象にならない場合があります。)

動物の命を1頭でも多くつなぐことはもちろんですが、**正しく動物を飼える模範的な飼い主を増やす**ことが譲渡事業の最大の目的です。

譲渡区分



▲子犬譲渡会の様子

月によっては子犬の数よりも譲渡希望者が多いこともあります。



▲キャットルームの子猫

子猫は譲渡会を開催せず、講習会受講者のうち、キャットルームやホームページで譲渡可能な猫をご覧になった方が、その猫を譲渡希望する場合には、センターにご連絡していただき、個別にマッチング及び譲渡を行っています。

●個人譲渡

返還等にならなかった犬・猫を、県内在住の希望者に譲渡しています。

●子犬譲渡会

健康状態が良く、人間社会への順応性がある等の選定基準を満たした子犬は、センター愛護館でふれあい活動を通じて人に慣れた後、「子犬の譲渡会」で飼い主を募集します。また、子犬譲渡会で飼い主が決まらなかった子犬がいた場合、随時譲渡をしています。

●成犬譲渡

健康状態が良く、人に対して友好的であり、家庭での飼養に適していると判断された犬を、**センター選定犬**としています。選定犬は愛護館の**ドッグルーム**に展示し、新しい飼い主を募集します。

●子猫譲渡事業

親猫の飼育放棄等により安楽殺処分前提で収容された子猫のうち、健康状態が良い一部の猫については、センターである程度の大きさになるまで育て、譲渡しています。健康管理が済んだら愛護館の**キャットルーム**に展示し、新しい飼い主を募集します。

この他、動物愛護団体等への譲渡も実施しています。

ライフスタイルにあった猫を

皆さんの家族環境やライフスタイルはそれぞれ異なりますし、動物の性格も様々です。飼い主のライフスタイルに合わない動物を飼うことは、結局、飼い主の負担となり、飼い主・動物の双方に不幸な結果を招くことになってしまいます。

飼い主の希望や飼養環境と、譲渡される猫の性格・状態などが上手く合致するかどうかを見極めることを**マッチング**といいます。先住猫がいる場合には、猫同士のマッチングを行うこともあります。

マッチングのポイント

●活発な猫の場合

家族が多く、猫に時間を割き、かまってあげられるご家庭にお勧めです。かまってあげられないと、エネルギーの発散不足により、問題行動へとつながってしまいます。

●ノーマルな猫の場合

比較的、どんなご家庭でも問題はありません。ただ、猫は新しい環境に慣れるのが苦手です。なので、例えすぐに慣れてくれなくても、無理強いせずに、ゆっくりと見守ってあげてください。

●シャイな猫の場合

子供のいない、大人だけの静かなご家庭に向いています。ゆっくりと根気強く猫に接することが大切です。また、初めて猫を飼う方にはあまりお勧めしません。



子どもの教育のために？

お子さんの希望で動物を飼い始める場合も多いですが、お子さんがいくら「自分が毎日世話をする」といっても、子どもだけで動物の世話をするのは不可能です。**子どもたちは動物に対する大人のふるまいを見ながら学びます。**お子さんの希望で飼い始めたとしても、基本的に動物の世話やしつけは大人が行い、子どもは手伝うという形がよいでしょう。

譲渡時の誓約事項

センターでは、以下の誓約事項を必ず守っていただくことを条件として、猫の譲渡を行っています。（理由なく誓約事項に反した場合、今後センターからの譲渡をお断りすることがあります。）

- ① 終生飼養
- ② 完全室内飼育
- ③ 不妊去勢手術
- ④ 所有明示
- ⑤ 法令順守

① 終生飼養

「終生飼養」とは、動物の飼い主が、その動物が命を終えるまで適切に飼養することをいいます。平成 25 年の動愛法改正により、終生飼養が飼い主の責務として明記されました。

最後まで飼おうという気持ちで動物を飼い始めても、想定外の理由により飼えなくなってしまうという状況は誰にでも起こり得ます。もし飼えなくなったらどうしたらよいか、あらかじめ可能な限りの対処法を考えておくことが大切です。

飼養継続同意書の確認

飼い主の入院、介護施設への入所や死亡などにより、ペットだけ残されてしまう事例は少なくありません。その多くは飼い主が高齢で、一人暮らしや家族と疎遠であるなど、周囲とのつながりが少ない環境での飼育が問題となっています。

センターから犬や猫を譲渡する際、飼い主に対する年齢制限は設けていませんが、譲渡を受けたい方が **63 歳以上** の場合には、「飼養継続同意書」により、若い世代の方が継続して飼えることを確認しています。これは飼い主に万が一の事態が発生して飼育が困難になった場合でも、その後の動物の継続飼養を確保するためです。

63 歳という年齢に限らず、これから動物を飼おうとする方は、もしご自身や家族にやむを得ない事情が発生した場合のことを十分に考えておきましょう。

ご自身で飼えなくなったら

センターでは飼い主からの引取り依頼があった場合、まずはご自身で新しい飼い主を探すようお願いをしています。

飼い主を探す方法には、例えば次のようなものがあります。

- ・友人、知人をあたる
- ・インターネットを活用する
- ・新聞に記事を掲載する（有料）
- ・動物愛護団体に相談する
- ・動物病院に相談する
- ・老犬ホームなどに引き取ってもらう（有料）

センターでは、一度飼い主となった方からの引取り（返却）依頼には対応できません。

譲渡を受ける前に、本当にその動物を家庭に迎え入れることができるか、そして、動物がその命を終えるまでお互いが幸せに飼うことができるか、ご家族でよく話し合しましょう。

② 完全室内飼育

室内飼養は猫本来の自由な行動を妨げ、欲求不満やストレスの原因となり、猫にとってかわいそうだ、と考える人もいますが、猫は十分なエサが得られれば特に広い生活空間を必要とせず、安全でストレスが発散できる環境などを整えれば、室内のみで飼養することができます。

また、猫を室内で飼養すれば、猫の健康と安全を守れるばかりでなく、猫と共に過ごす時間と触れ合う機会も増え、猫との繋がりもより親密になります。

室内飼育のメリット

- ① 交通事故にあう危険がない
- ② 感染症にかかる危険が少ない
- ③ 望まない妊娠が少なくなる
- ④ 迷子になることがない
- ⑤ 近隣とのトラブルが少なくなる



交通事故で死亡する動物たち

県内で1年間に回収される路上の動物死体は、**犬は約300頭、猫は約6000頭**にものぼります。殺処分となる収容動物は減少していますが、路上で死亡する動物の数は横ばいです。

散歩中にリードが外れたり、自宅から不意に逃げてしまったりすると、交通事故に遭う可能性があります。首輪は正しく装着し、リードの金具を定期的にチェックしたり脱走防止策をとることで、悲しい事故を防ぎましょう。また、**猫は室内で飼育**しましょう。

③ 不妊去勢手術

不幸な命を増やさないために、センターから譲渡した犬・猫は、オスでもメスでも**不妊去勢手術**（子どもを生まれなくするための手術）を実施してください。不妊去勢手術の実施時期は一般的に**生後6ヶ月前後**といわれていますが、事前に獣医師と相談し、適切な実施時期の予定を立てましょう。

不妊去勢手術には、次のようなメリット・デメリットの傾向があります。両方を理解した上で、必ず実施してください。

	メス（不妊手術）	オス（去勢手術）
メリット	・卵巣や子宮の病気の予防 ・早期の手術により、乳がんの発生リスクが大幅に低下する	・精巣や前立腺の病気の予防 ・性的欲求のストレスからの解放 ・攻撃性が軽減される
	・望まない繁殖を防ぐことができる ・発情期のストレスや関連した問題行動が減少することによって、外出の制限がなくなったり、周囲への迷惑も軽減できる	
デメリット	・一般的な手術のリスクとして、麻酔の事故が起こる可能性がゼロではない ・手術の費用がかかる ・肥満になりやすくなるため、バランスの良い食事と適度な運動が必要	

実際にはどんな手術？

不妊去勢手術にはいくつかの手法がありますが、一般的には、メスであれば卵巣と子宮を、オスであれば精巣を摘出します。手術の時間は短く、1時間以内に終わることがほとんどです。費用は動物病院によって異なりますが、メスで3～5万円、オスで2～4万円程度かかるようです。

④ 所有明示

動物の飼い主が誰かを明らかにしておくことを「**所有明示**」といいます。動物が逃げてしまったり、災害時に離ればなれになってしまったりして保護された時に、所有明示をきちんとしておけばすぐに飼い主が判明し、無事に家に帰ることができます。



- ① **迷子札・名札**（必ず飼い主の連絡先を記載しましょう）
- ② **マイクロチップ**（外れる心配がありません）

マイクロチップって？

マイクロチップは、長さ約1cmのガラス製の電子標識器具で、ひとつずつに15桁の識別番号が記録されています。この番号と飼い主の情報をデータベースにあらかじめ登録しておくことで、番号を検索することで動物の飼い主がわかる仕組みになっています（GPS機能はありません）。

番号は、専用の読み取り機（マイクロチップリーダー）を近づけることで読み取れます。センターでは、すべての収容動物についてマイクロチップが装着されているかどうか確認をしています。

もしもペットがいなくなったら・・・

もしも飼い犬・飼い猫が迷子になったり、いなくなったら、次の3ヶ所に連絡してください。

- **栃木県動物愛護指導センター**（宇都宮市内は宇都宮市保健所が管轄です。）
- **市役所・町役場**（犬の登録や狂犬病予防注射の事務を担当しています。）
- **警察署**（迷子になった動物が落とし物として届けられることがあります。）

それに加えて、近所の人に聞き込みをしたり、周囲の施設に張り紙をさせてもらい、できるだけ広く情報を集めましょう。

動愛条例では、**犬の収容期間は4日間（運用で14日間に延長）**です。「何日かすれば帰ってくるだろう」と考えず、いなくなったら必ず関係機関にすぐに連絡し、ご自身でも付近をよく探してください。

⑤法令遵守

センターの譲渡事業は**模範的な飼い主を育成すること**も目的としています。譲渡した犬や猫たちが地域での新たな苦情の原因となったり、逃げてしまって野良犬・野良猫になり、不幸な命が増えてしまうようなことがあっては絶対にいけません。狂犬病予防法、動愛法や動愛条例で定められていることは必ず守ってください。



▲マイクロチップ

マイクロチップは**首の後ろ～左肩付近の皮下**に注射器のような器具で装着します。ワクチン接種などに用

迷子になるのはこんな時

犬や猫が逃げってしまったという相談では、こんなケースがよくみられます。

- ・雷や花火など大きな音に驚いて逃げしまった
- ・散歩の途中に首輪やリードが外れてしまった
- ・つないでいた鎖等が切れてしまった
- ・閉め忘れたドアや窓から外に出てしまった
- ・車内から飛び出してしまった
- ・地震などの災害でパニックになって逃げってしまった
- ・玄関を開けたすきに飛び出してしまった



4. 猫を飼うこと・しつけのお話

猫は同じペットでも犬とも違いますし、もちろん人間とも異なる部分も多く、それを理解していないと猫も飼い主もストレスを抱えてしまうことになります。「猫」という動物の習性や本能を理解し、環境を整えてあげることで、問題行動を予防でき、お互いに快適に暮らすことができます。

猫ってどんな動物？

猫の習性

単独で行動する ・見知らぬ人や環境への警戒心が強くなる。 ・複数頭飼育されている環境ではストレスになる可能性が高い。
警戒心が強く、とてもデリケート ・単独行動をするため、縄張り意識が高い。 ・自分の縄張りを荒らされると強いストレスを感じる。
視覚・聴覚・嗅覚をつかってコミュニケーションをとる ・単独行動を好むので、コミュニケーション方法は地味でバリエーションが少ない。 ・争いを避けるためのシグナル（恐怖や攻撃性を示す表現）は派手である。
捕食本能 ・遊びを通して捕食行動が発言する。 ・人や他の動物が獲物の対象になると時に本気で襲われて大怪我を招くこともあるので注意する必要がある。
高い場所に登ることを好む ・高い場所にいるほうが、獲物を見つけやすく、また攻撃される危険が少ないので安心できる。 ・猫が登った時に物を落とされないよう、環境を整える必要がある。
きれい好き ・グルーミングは自身の体を舐めることで汚れやほこりを落とし、被毛を清潔に保つためのものである。 ・清潔なトイレを好む。排泄物に砂をかけるのは、自分の隠れ場所を気づかれないようにするためであると同時に、病気にかからないように清潔を保っている。
学習する ・単独で行動するが故に、損得や危険を見分けるための判断が早く、感情と行動が変化しやすい。 ・我慢をすることが苦手な傾向がある。

猫の一生～譲渡子猫の場合～

月齢・年齢	生活・健康管理など
1～2ヶ月	収容後、センターで健康管理を行います。
2か月～	キャットルームに展示し、新しい飼い主さんを探します。
譲渡	新しい家族のもとで新生活のスタートです。 まずは、子猫用のフードを1日2～3回与えます。 慣れてきたら一度動物病院に連れて行って、健康状態や健康管理について確認してもらいましょう。
6ヶ月頃	不妊去勢手術 の時期です。発育や健康状態をみながら、かかりつけの獣医師と相談して適切に実施しましょう。
～6歳	1歳を過ぎたら成猫用フードに切り替えましょう。 定期的に混合ワクチンの接種やノミ・ダニ対策も行いましょう。
7歳～	高齢期 に入ってきます。 老猫（シニア）用フードに切り替えていきましょう。 今まで以上に健康チェックが必要です。
お別れ	愛猫の死は必ずやってきます。 看取することも飼い主の責任です。

センターの子猫のとある一日

8:30	朝の健康チェック 清掃、朝のごはん
9:30	爪切り
10:00	お昼寝・ひなたぼっこ
11:00	展示用の写真撮影
13:00	お昼寝・ひなたぼっこ
15:00	おもちゃで遊ぶ
16:00	夕方のごはん
17:00	夕方の健康チェック

飼い犬・飼い猫の平均寿命

ペットフード協会の調査によると、飼い犬・猫の平均寿命は犬が約14歳、猫が約15歳となっています。（2023年）

猫との生活

猫の食事

猫の体重に合わせ、パッケージに表示されている給与量を目安とし、**1日分の量を数回に分けて与える**とよいでしょう。また、人間には無害な食べ物でも、猫にとっては有害なこともあります。手作りのフードで安全かつ十分な栄養を与えるには専門の知識が必要です。一般的には、**総合栄養食と記載のあるキャットフード**を与えることが安心です。

フードと共に重要なのが飲み水です。いつでも好きなときに新鮮な水が飲める環境にしてください。特に夏場は水が飲めないと**熱中症の危険**が高まりますので注意しましょう。

飼育場所

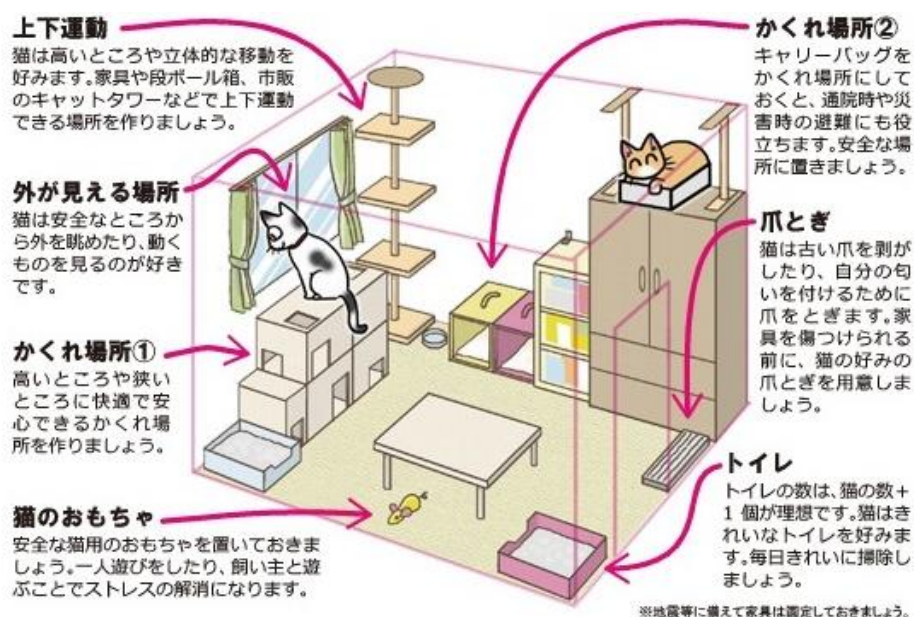
室内飼育をする際に、ただ部屋の中に入れておけば良い、というわけではなく、猫の欲求を満たすような生活環境を整える必要があります。下記のイラストのように室内環境を整えて飼いましょう。

食べさせてはいけないもの

- ・タマネギ、ネギ、ニラ類
→ 血尿、下痢、嘔吐
- ・チョコレート、カカオ類
→ 嘔吐、下痢、けいれん
- ・鶏の骨などがったもの
→ 消化管穿孔、腹膜炎
- ・ブドウ、干しブドウ
→ 腎不全
- ・生の魚介類
→ ビタミンB1欠乏症、後肢麻痺
- ・煮干し、のり
→ 尿結石の原因になる場合もある



安全対策も必要です。脱走しないように、窓や扉の戸締まりを徹底すると同時に、口にする危険なものを片付けましょう。（電気コード、観葉植物など）



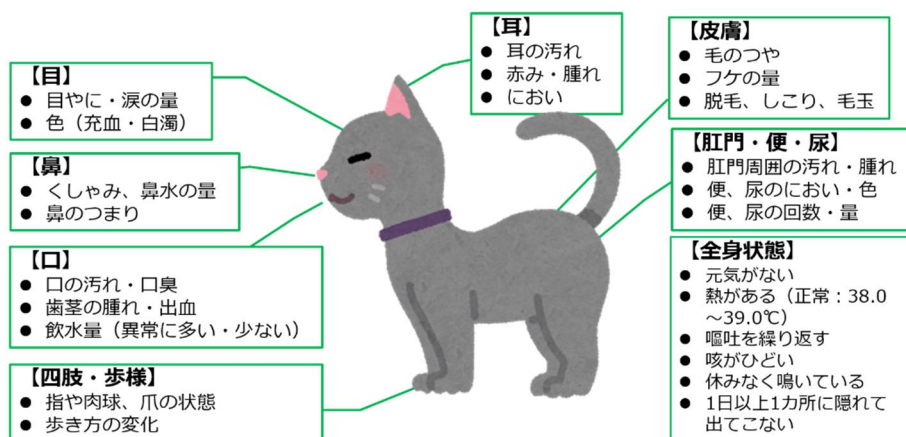
他の社会や動物との接点がないので、その分飼い主が毎日コミュニケーションを図る必要があります。話しかけたり、なでたり、おもちゃを使って遊んだりする時間を作りましょう。

また、室内飼育でも、とっさに猫が家を飛び出してしまうことがあります。室内飼育だからと安心せずに、所有明示と不妊去勢手術は必ず実施しましょう。

日頃のケア

まずは、家族に馴れてから徐々にケアをしていきましょう。

日頃の体調管理



毛の手入れ

猫は自分で毛づくろいをするので、基本的には不要ですが、長毛種は毎日ブラッシングをする必要があります。

爪切り

犬・猫用の爪切りを使い、**定期的に爪を切ってあげましょう**。ただ、爪切りが嫌いな子は一度でも爪の中の血管を切って痛い思いをさせてしまうと、次から爪を見せてくれなくなることがありますので慎重に切りましょう。ご自身で切るのが不安な場合は、動物病院やトリミングサロンで対応してもらうのもひとつの方法です。

耳のケア

室内で生活している猫はそれ程耳が汚れることはありませんが、もし、耳の汚れが気になる場合は、濡らしたガーゼなどで見える範囲を拭く程度でよいでしょう。

耳を痒がる、耳の汚れが酷い、頭をしきりに振る等の様子があれば、早めに動物病院で診てもらいましょう。

デンタルケア

成猫になってから歯ブラシに慣らすのはとても難しいので、子猫のうちから歯のケアに慣らしましょう。初めは口周りをさわることから練習し、次第に歯や歯ぐきにタッチするトレーニングをするとよいでしょう。

具体的なケアには、猫用の歯ブラシを使うか、人の指にガーゼなどを巻いて猫の歯をこする方法があります。



爪とともに伸びる血管

爪切りをせずに放置していると、血管の先端が爪とともに伸びてしまいます。血管がある部分の爪を切ると痛みを感じます。血管まで伸びてしまった爪を短く戻すには時間がかかりますので、日頃からこまめにお手入れするようにしましょう。



高齢期を迎えたら

猫は安全な室内で飼育されていると20年以上生きる猫も増えています。ペットフードメーカーでは7歳以降を対象とする商品を「シニア（高齢期用）」とすることがほとんどです。

また、11歳齢頃から歯に黄ばみが出たり、毛づくろいや爪とぎ行動が少なくなり、被毛にツヤがなくなったり、爪が伸びるのが早く感じるようになります。さらに、活動性が低下し、睡眠時間が長くなる傾向があります。しかし、老化の進みが緩やかなことから、老化の兆しに気づきにくいので、普段から、老化による変化に注意しましょう。

- 高齢期には必要な栄養やカロリーは少なくなります。フードはシニア用に切り替え、肥満を予防しましょう。
- 運動機能が低下するので、滑らないよう床材を工夫したり、室内の段差をなくすなど、環境を整えてあげましょう。
- 視覚や聴覚が低下するので、驚かせないようにゆっくりと近づくようにしましょう。嗅覚は比較的低下が遅いといわれているので、において教えてあげるのも有効です。

犬猫の認知症

人間と同じように、犬や猫も高齢になると認知症のような症状があらわれることがあります。同じところをぐるぐるとまわったり、昼夜逆転の生活になったり、単調な声で鳴き続けるなどの症状があります。

認知症自体を治すことは難しく、食事や排泄の介護など様々なケアが必要になります。家族や動物病院などの協力を得ながら最後まで愛犬・愛猫と向き合いたいでしょう。

無理のない介護

人の介護と同様、猫の介護は精神的にも肉体的にも負担が増えます。悩みを一人で抱えず、家族や知人、獣医師など、他の人に相談しながら無理のない介護を心がけましょう。

災害に備えましょう

災害はある日、突然起こります。いざというときにペットを守れるのは飼い主だけです。

災害時は、まずは飼い主が自分の安全を確保すること、そして避難する場合はペットと一緒に避難する**同行避難**が基本です。飼い主とペットが安全に避難し、周りの人へ迷惑をかけず安心して過ごすためには、日頃からの心構えと備えが大切です。

しつけと健康管理

普段からクレートやケージに慣らしておきましょう。また、各種ワクチンの接種、ノミ・ダニなどの寄生虫の予防駆除をしておく、避難時に他の動物と接近する際にもお互いに安心です。

所有明示の実施

一般の方にも分かりやすい迷子札や名札、脱落の心配のないマイクロチップを装着しておくことがおすすめです

避難用品の準備

災害時には人用の援助物資が優先されます。ペット用の避難用品はやや多めに（5～7日分）準備しておく方がよいでしょう。フードや水、予備のリードやペットシートなどの日用品のほか、治療中であれば薬も用意しておきましょう。

避難場所の把握

ペットの受入れが可能な指定避難場所を把握し、いざというときにあわてず行動できる心構えを持つことが大切です。

ペットや飼いの情報は記入して、防災グッズと一緒に箱に保管しておきましょう。

◆ペットの情報◆

（写真の左側を
写真の右側を）



（写真の左側を
写真の右側を）



名 前	性 別	オス / メス / その他	種 / 犬
番 牌	住 居		
毛 色	生 誕 日		() 歳
マイのフタゴジ	主 / 主 (飼)		
フタゴジ名	主 / 主 (飼)		
飼 主	生 誕 日 (天)		
飼 主	飼 主 の 住 居 地	住 居 地	住 居 地

◆飼い主の情報◆

姓 名	住所(氏名)
姓 氏 名	姓 氏 名
メー ル	メー ル
住 居	住 居
緊 急 時 の 接 触 先	電 話

▲情報カードの例

ペットの特徴や性格、持病、ワクチン接種歴や飼い主の連絡先などの情報をまとめたカードを避難用品と共に用意しておく、避難先での情報共有がスムーズです。



5. 猫の感染症と動物由来感染症

主な猫の感染症

猫免疫不全症候群（FIV・猫エイズ）

猫免疫不全ウイルス（FIV）の感染に起因します。感染していても数年間臨床症状がみられない場合や、発症しない場合もあります。複数頭の猫を飼育していて、感染している猫がいる場合は、感染猫は非感染猫と接触しないように飼育する必要があります。

症状： 口内炎、歯肉炎、食欲不振、沈うつ、発熱、リンパ節腫大、等

予防： ワクチンを適切に接種しましょう。また、FIV に感染している猫との接触を避けることも大切です。特に猫同士の喧嘩による咬傷が主な感染要因となります。

猫白血病ウイルス感染症

FIV 同様、感染猫と非感染猫との接触を避けるように飼育することが必要です。また、ワクチンの適切な接種も感染予防になります。

症状： 造血器系腫瘍、免疫抑制、貧血、等

予防： 感染猫の唾液や糞便、尿、鼻汁等にウイルスが含まれます。猫同士の舐めあい、食事や食器の共有が感染の要因となるので注意してください。
ワクチンを適切に接種しましょう。

猫伝染性腹膜炎

猫コロナウイルスの感染に起因する、免疫介在性疾患です。

症状： 発熱、食欲不振、嘔吐、下痢、腹水・胸水の貯留、黄疸、等

予防： 日本で認められているワクチンはありません。
ストレスが発病因子であるので、ストレスを可能な限り与えないで飼育することが大切です。

猫ウイルス性鼻気管炎（ネコカゼ）

猫ヘルペスウイルスの感染に起因します。症状が現れていなくても感染していることがあり、体力や免疫力が低下したときに発症することもあります。

症状： くしゃみ、目やに、発熱、鼻汁等の風邪様症状

予防： ワクチンを適切に接種しましょう。

尿石症

猫は普段から水をあまり飲まないことが多く、濃縮した尿を産生します。そのため、尿中のミネラル分が過剰となりやすく、結晶化しやすいです。また、食事内容によっても結石を生じやすくすることもあります。

症状： 腎臓、尿管、膀胱、尿道のいずれかに結石が形成されることによる排尿困難。

予防： 飲水量を増やし、尿を薄くしたり、あまりに水を飲まない場合は、缶詰フードや食事に水を加えるなどの対策をしましょう。

動物由来感染症

「人と動物の共通感染症」の原因となる病原体の中には、動物に感染しても症状は軽かったり、全く症状を起こさないものもありますが、人に感染すると様々な程度の症状を引き起こす場合があります。

狂犬病

日本国内では 1957 年を最後に、犬・人とも狂犬病の発生はありませんが、海外で犬に咬まれて感染し、帰国後に発症・死亡した例があります。

感染経路： 発症した犬などに咬まれるなどして、唾液中の狂犬病ウイルスが体内に入ることによって感染します。狂犬病ウイルスは人を含むすべての哺乳動物に感染します。

症状： 感染後、通常 1 ～ 3 ヶ月の潜伏期間の後に発症します。不安感、興奮、麻痺、錯乱等の神経症状が現れ、最終的に呼吸麻痺に陥り死亡します。犬も人も発症すると治療法はなく、ほぼ 100% 死亡します。

予防： 犬・人とも狂犬病ワクチンが存在します。人については、海外ではむやみに動物に触らないようにしましょう。

人の狂犬病の輸入感染症例

2020 年 5 月、愛知県豊橋市の 30 代外国籍男性が足首の痛みや腹痛、嘔吐の症状を訴え、医療機関を受診したところ、国内では 14 年ぶりとなる狂犬病の患者であることが確認されました。男性は入院して治療を受けていましたが、2020 年 6 月に亡くなりました。

家族は、男性が 2019 年 9 月頃フィリピンで左足首を犬に咬まれ、その際に治療を受けなかったと話していることから、フィリピンで感染したとみられます。

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）

SFTS は西日本を中心に、春から秋にかけて発生患者が多く、死亡者も出ています。日本では SFTS 患者の約 90%が 60 歳以上です。

- 感染経路：** 主に、SFTS ウイルスに感染したマダニに咬まれることで感染しますが、発症した犬や猫に咬まれたり、血液や体液と接触することで感染する可能性があります。感染した猫に咬まれて感染した事例があります。
- 症状：** 猫では発熱・元気消失・嘔吐・黄疸などの症状を示し、重症化して約 6 割が死亡しています。人での初期症状は発熱、倦怠感、消化器症状で、重症化して死亡することもあります。
- 予防：** 人・動物ともに、マダニに咬まれないようにすることが大切です。草むらや森などマダニが多く生息する場所では長袖・長ズボンを着用するなど、肌の露出は少なくし、動物は日頃からマダニの駆除を実施しましょう。



コリネバクテリウム・ウルセランス感染症

国内での人の感染事例の多くは犬や猫からの感染であることが確認されており、ジフテリアに似た症状を示す感染症です。

- 感染経路：** 原因菌に感染した犬や猫との接触や飛沫により感染します。
- 症状：** 感染初期は発熱・鼻汁など風邪に似た症状があらわれ、重症化すると死に至る場合もあります。動物でも風邪様症状や皮膚病などがみられますが、無症状の場合もあります。
- 予防：** 症状のある動物との接触は控えましょう。この感染症に限らず、動物とふれあった後は必ず手洗いを行いましょう。

カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症

健康な犬や猫の口の中にも普通にみられる細菌を原因とする感染症です。

- 感染経路：** 主に犬や猫に咬まれたり引っかかれたりすることで感染しますが、傷口をなめられて感染することもあります。
- 症状：** 主な症状は、発熱、倦怠感、腹痛、頭痛などです。まれに重症化して、敗血症や髄膜炎を起こし、多臓器不全に進行して死に至ることもあります。
- 予防：** 動物との節度あるふれあいを心がけ、咬まれたり引っかかれたりしないように気をつけましょう。

その他の主な共通感染症

パストレラ症

犬や猫などの動物の口の中などに普通にみられる細菌で、動物に咬まれることで感染します。咬まれたところに腫れや痛みを感じ、その後皮下の炎症が広い範囲に拡大することもあります。

エキノコックス症

北海道のキタキツネが主な感染源で、犬も感染して人への感染源となります。感染した虫卵は腸で孵化し、肝臓で包虫となって発育・増殖して肝機能障害を起こしますが、自覚症状は感染後数年～数十年ほどたってから現れます。近年は、愛知県の野犬でも感染が確認されています。

猫ひっかき病

原因菌は猫の赤血球内に存在します。菌をもっている猫に咬まれたりひっかかれたりすることで皮膚から感染し、傷口が腫れたり発熱を示した後、傷口近くのリンパ節が痛みを伴って腫れ上がります。

トキソプラズマ症

人は、猫が糞便中に排出したオーシストを土いじりなどの際に触り、間接的に口にいれたり、オーシストが含まれる豚肉を食べたりすることで感染します。妊婦が初めて感染すると、死流産や胎児に障害が出る可能性があります。予防として肉の生食を控え、肉の中心部まで十分に加熱して食べましょう。また、猫に生肉を与えない、糞便の処理を毎日実施する事も大切です。



日常生活での注意点

- 動物に顔（特に口や目の周り）をなめられたり、同じ食器を使うなど、**過剰なふれあいは避けましょう。**
- 健康な動物でも、もしかしたら病原体をもっているかもしれません。動物にさわったら、**必ず手洗いをしましょう。**
- 飼っている動物は、ブラッシングなどのケアをこまめにしたり、敷物やベッド、トイレを清潔にするなど、**身の回りは常にきれいに保ちましょう。**

体に不調を感じたら…

「動物由来感染症」に人が感染しても、はじめは風邪やインフルエンザ、皮膚病などに似た症状のことも多く、病気の発見が遅れがちです。特に小さな子どもや高齢者は重症化しやすいので注意が必要です。飼い主さんの体調不良で医療機関を受診する際は、ペットの飼育状況や健康状態、動物との接触状況についても医師に伝えましょう。

猫を飼う前にもういちど確認してみましょう

長い場合はこれから 20 年以上一緒に過ごすことになる新しい家族を迎える前に、もう一度ご家族で確認してみましょう。

- 家族全員が猫を迎えることに賛成し、協力も得られます。
- 家族の健康状態は、猫を飼うのに差し支えありません。
- 猫を飼うことができる家に住んでいます。
- 結婚や転勤などで引っ越しをすることはありません。
引っ越し場合は、必ず猫を連れて行ける場所とします。
- センターから譲渡された動物は必ず不妊去勢手術を実施します。
- 猫の毎日の食事代や日用品、病気の予防・治療などに十分費用をかけられます。
- 猫を飼うときに守らなければいけない決まりを知っており、必ず守ります。

参考資料

パンフレット

- ・「知っていますか？動物愛護管理法」（一般向け、環境省）★
- ・「ペットも守ろう！防災対策」（一般向け、環境省）★
- ・「動物由来感染症ハンドブック 2024」（一般向け、厚生労働省）★

ガイドライン等

- ・「人とペットの災害対策ガイドライン＜一般飼い主編＞」（一般向け、環境省）★
- ・「飼い主のためのペットフード・ガイドライン」（一般向け、環境省）★
- ・「子犬と子猫の適正譲渡ガイド」（自治体向け、環境省）★
- ・「動物の適正譲渡における飼い主教育」（自治体向け、環境省）★
- ・「栃木県 猫の適正飼養ガイドライン」（一般向け、栃木県）★

書籍

- ・『臨床獣医師のための犬と猫の感染症診療』（前田健・佐藤宏 監修、緑書房）
- ・『犬と猫の問題行動の予防と対応』（水越美奈 著、緑書房）
- ・『動物病院ナースのための臨床テクニク』（石田卓夫 監修、チクサン出版社）

統計調査

- ・「動物愛護管理行政事務提要（令和4(2022)年度版）」（環境省）★
- ・「令和5年（2023年）全国犬猫飼育実態調査」（一般社団法人ペットフード協会）★

- ★マークがついているものはインターネットで閲覧することができます。（2024年3月時点）
- センター愛護館の図書コーナーにも関連書籍がありますので、ご利用ください。

栃木県動物愛護指導センター

〒321-0166 栃木県宇都宮市今宮 4-7-8

TEL : 028-684-5458

FAX : 028-684-5926

HP : <https://tochigi-douai.net>



本資料の無断複製はご遠慮ください。